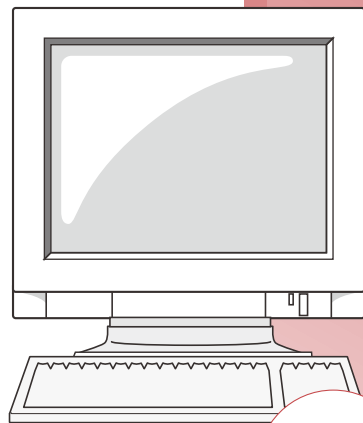


事務の効率化と市民サービスの向上をめざして



3/27
から

戸籍の電算化スタート!

電算化による主な変更点

① 証明書交付期間の短縮

出生や婚姻の届出から戸籍謄本の発行までに10日ほどかかりましたが、電算化により入力確認(3日ほど)ができれば、発行ができるようになります。

② 証明書の名称および書式の変更

戸籍謄本と呼んでいた戸籍の全部の証明書は、戸籍の「全部事項証明書」という名称になり、戸籍抄本と呼んでいた戸籍の一部の証明書は、戸籍の「個人事項証明書」という名称になります。

③ 紙の戸籍が改製原戸籍へ

これまで使われてきた紙の戸籍は、「平成改製原戸籍(電算化により改製された原本の戸籍)」として、保存されます。

電算化後の戸籍には、婚姻や死亡などにより除籍されている方は、記載されない場合がありますので、これらの事項が記載

されている証明書が必要なときは、平成改製原戸籍をご請求ください。

〈戸籍証明書がこのように変わります〉

項目	電算化前	電算化後
名称	戸籍謄本(全員)	全部事項証明書
	戸籍抄本(個人)	個人事項証明書
様式	A3版横長(謄本)	A4版縦長
	A4版縦長(抄本)	
書式	文章体縦書き	項目別横書き
	漢数字	算用数字
用紙	白紙	地紋紙(改ざん防止用紙)
職印	朱肉印	黒色の電子公印
手数料	1通450円	1通450円

本籍および住所の表示変更

本籍および住所の番地に枝番がついている戸籍について、「の」の文字を削除します。

「の」は町名や地番ではないので、「の」の文字の記載がない土地登記簿の地番表示に統一化を図るためです。

なお、これらにより本籍や住所が変わるものではありませんので、免許証や保険証などの変更手続きをする必要はありません。

※公的個人認証の電子証明書をお持ちの方は、住所の枝番の「の」がとれることにより失効しますので、別途、該当の方には通知します。

◎本籍および住所の地番の表示例

変更前 蒲郡市三谷町七舗142番地の1
変更後 蒲郡市三谷町七舗142番地1

今回、これを電算(コンピュータ)化することで事務効率を向上させ、より早く、より正確に戸籍を作成できるようにします。

なお、電算化する戸籍は、本市に本籍を有する方のみですので、本籍が市外の方は従来どおり、蒲郡市で戸籍の証明書などの発行をすることはできません。